



A港

B港で基準適合油を予定していた者より入手できない状況が発覚

B港
入港

B港
出港

船舶(外航・内航)

①とるべき措置

当該船舶の運航の遅延や航路の変更を生じない範囲において、以下に掲げる全ての試みを実施。

- 燃料入手を予定していた港、航路上の別の港での基準適合油の入手の試み
- 基準適合油を入手できるが使用する際に船舶の機関等の故障のおそれがある場合、それらを解消するための措置の試み

②通報等の準備

上記①の試みを実施したことを示す書類の準備

③基準適合油の入手が不可能であることを示す書類の提示

- ✓ 提示資料:
 - ①の試みを実施したことを示す関係書類※
 - ✓ 手段: メール、FAX、手交等
 - ✓ 時期: 入港後
- ※ 主管庁への通報書の様式を使用することも可能

●基準不適合油を供給

- ✓ 燃料油供給証明書 (Bunker Delivery Note)※
 - ✓ 試料※
- ※国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶

④基準適合油の入手不可に係る通報

- 提出先
- (1) 旗国
 - (2) 次港を管轄する国の主管庁(次港が海外の場合)
- ✓ 提出資料:
- ・ 主管庁への通報書(通報内容を裏付ける資料)
- ✓ 手段: メール、FAX、書面の郵送・手交等
- ✓ 時期: 基準不適合油を使用する前(海外から国内に入港する外国籍船の場合は、基準不適合油を使用して本邦に入港する前)

重油販売事業者

- 品確法省令に基づき、以下について確認
 - ・ 海防法省令に基づく入手の試み(①)等

※外国で基準不適合油を搭載する場合、当該港を管轄する国の法令に基づき搭載に関する手続き(③)を行ってください。

日本籍船が海外の港で基準不適合油を入手し、使用する場合

関東運輸局
(船舶安全環境課)

外国籍船が海外の港で基準不適合油を入手し、日本国内の港に入港等するする場合

入港しようとする港を管轄する地方運輸局
(PSC官)

日本籍船が国内の港で基準不適合油を入手し、使用する場合

基準不適合油を入手した港を管轄する地方運輸局
(船舶安全環境課、船舶船員課(沖縄総合事務局))

船舶側実施事項

石油供給側実施事項